

## はじめに

### 深刻化する地球環境問題

産業革命以後、世界は人口と経済の両面において著しい拡大を続けています。1950年に25億人程度であった世界人口は、2001年には61億人にまで増加しました。また、世界の国内総生産（GDP）の総計は、同じ期間で約5.5倍に拡大しています。このような先進国を中心とした経済規模の拡大と、これを支えた科学技術の進歩は、私達人類に様々な“豊かさ”をもたらしましたが、その反面、地球環境問題をはじめとする様々な問題を発生させました。

地球は、資源の再生産能力、環境の汚染浄化能力の二つの点で有限な存在ですが、産業革命以後の物質的な豊かさと利便性を追い求める大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の結果、現在の人類の経済社会は、この二つの限界を既に超えてしまったと考えられています。

化石燃料が大量に消費された結果、大気中の二酸化炭素濃度は上昇を続け、地球の温暖化に影響していると考えられています。気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change：IPCC）によると、このまま温暖化が進むと、海水の膨張などにより、21世紀末には海面が約50cm上昇すると予想され、高潮による被害を受ける人口が数千万人単位で増加すると推計されています。また、化石資源の枯渇、地球規模での植生の破壊、土壌劣化、気候変動、砂漠化、大気汚染などの都市生活型公害、化学物質による汚染や健康被害、廃棄物問題などが極めて深刻化しつつあり、人類のみならず地球生態系の持続可能性が脅かされています。

### あらゆる主体の参加と相互理解

さらに、今日の環境問題は、従来の公害問題とは異なり、その構造自体が大きく変化してきています。かつての公害問題は、特定の原因者の特定の行為により発生しており、その原因等の特定が比較的容易でしたが、地球温暖化をはじめとする今日の環境問題の多くは、その問題の原因者が多岐にわたっていたり、あるいは全ての主体が直接・間接に原因者であるため、解決に向けては多くの主体の行動を変化させる必要があります。

特に社会経済活動の主要な部分を占める事業者に対して、自主的な環境保全のための行動の促進、環境利用のコストの内部化、環境配慮を意志決定過程などへ織り込む仕組みの構築等を求めていく必要があると考えられます。そして同時に、環境保全に積極的に取り組む事業者が社会から適切に評価され、市場において優位な地位を占めていけるように、また、消費者や投資家等がそのような事業者を積極的に支持していけるような相互理解のための枠組みが必要となっています。

## 環境報告書の意義と効果

環境報告書は、事業者と様々な利害関係者との相互の環境コミュニケーションを進める重要なツールです。

事業者が環境報告書を作成し、公表することは、その事業者自身の環境保全への取組を推進するとともに、事業者が環境保全の目標や取組を社会に対して公表、誓約し、それを社会的に監視することによって一層取組が進展する、いわゆる「プレッジ・アンド・レビュー（Pledge and Review）効果」も期待できます。さらに、環境情報の公開を積極的に進めた事業者が、利害関係者（ステークホルダー：Stakeholders）から正当に評価される等、事業者にとっても、社会にとっても、環境報告書は大きな意義と効果があります。

また、事業者が環境情報を積極的に公開することは、社会的説明責任の観点からも必要です。

例えば、主要な温室効果ガスである二酸化炭素について見ると、1998年の我が国の二酸化炭素排出量は、11億8,800万トンでしたが、その内の40.0%が工場から、12.2%がオフィスから排出されており、一般消費者が使用する機器のほとんど全ては事業者により供給されています。このように、社会経済活動における直接・間接の環境負荷の発生の主要な部分を占めている事業者は、人類及び全生命の共有財産としての「環境」について、どのような環境負荷を発生させ、これをどのように低減しようとしているのか、どのように環境保全への取組を行っているのかなどを、「社会に対して公表、説明する責任＝説明責任（アカウンタビリティ：Accountability）」があります。

こうした意義により、環境報告書は、持続可能な循環型社会の構築に必要不可欠な手段の一つとして、その普及促進を積極的に図っていく必要があります。

## 環境報告の定義

このように、環境コミュニケーションを促進し、環境保全に関する説明責任を果たしていくためには、社会に対して自らが発生させている環境負荷の実態やその低減対策等を取りまとめて公表する「環境報告（Environmental Reporting）」が必要ですが、こうした事業者の環境保全に関する情報伝達（環境コミュニケーション）の有力な媒体として「環境報告書（Environmental Report）」があります。

「環境報告」とは、事業者が、自らの環境保全に関する取組方針、取組内容、取組実績、将来の目標、環境への負荷の状況等を体系的に取りまとめ、社会との環境コミュニケーションを図ることを目的とし、同時に事業者としての社会的な説明責任の観点から、これを広く社会に対して定期的に公表・報告するとともに誓約する取組を言います。そして、その取りまとめられたものが「環境報告書」です。

## 環境報告書の現状

これまで環境省では、環境報告書を普及促進するため、平成13年2月に「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」等を作成するとともに、優れた環境報告書を表彰する「環境レポート大賞」等により、様々な支援を行ってきました。

一方、近年、地方公共団体において、事業者に対して地球温暖化防止あるいは廃棄物減量・リサイクルに係る計画の策定及びその公表を義務付ける条例を制定する、中小事業者の環境行動計画を認定する等の取組が増えつつあります。

このような取組により、我が国では、環境報告書に取り組む事業者数が着実に増加しているとともに、その質も飛躍的に向上しています。

さらに、環境保全への対応の評価等により投資銘柄を選定するエコファンドが登場し大きな注目を集めているとともに、環境への取組状況により事業者の格付けを行う環境格付けや環境経営度のランキング等の動きが拡大しつつありますが、環境報告書はこれらの評価において最も重要な資料としての役割が期待されています。

しかし、大手の事業者の中で環境報告書を公表する事業者の割合は未だ低く、今後、より一層の普及促進策を講ずることが必要です。

また、環境報告書の信頼性を高めるために第三者レビューを受審する事業者が増えつつあり、我が国をはじめ、欧州等において公認会計士協会等が環境報告書の第三者レビューについての指針等を作成しています。しかし、第三者レビューの必要性、その手続きや基準、第三者レビュー実施者の資格要件等について、社会的な合意が必ずしも形成されていません。そのため環境報告書及びその第三者レビューそのものの信頼性を適正に担保し、環境報告書の比較可能性を高めるため、第三者レビューのあり方を検討する必要があります。

## 諸外国における状況

諸外国においては、事業者における環境情報の公開を促進するため、様々な施策が実施されており、特にアニュアルレポート(年次報告書)での公表を含め、特定の事業者(事業規模や環境負荷の大きい事業者等)に何らかの形式で環境情報を公開することを法的な義務とする制度が実施されています。例えば、オランダ及びデンマークでは、環境報告書の公表を義務付けており、スウェーデン、ノルウェー、フランス及びオーストラリアでは、年次報告書に一定の環境情報を記載することが義務付けられています。

また、欧州連合では環境報告を促進するため、1993年より事業者が環境マネジメントシステムを構築するとともに、環境声明書を公表し、これを公認環境検証人により検証する制度、欧州連合・環境管理監査スキーム(Eco-Management and Audit Scheme: EMAS)が実施されています。

さらに、欧米では、社会的責任投資(Socially Responsible Investment: SRI)が急速に拡大しつつあり、公的年金等の資金の運用先のみならず、個人投資家も

含めて「環境経営に取り組む企業」に積極的に投資を行おうとする動きが普及しつつあります。

### **持続可能な社会構築のためのトリプルボトムライン**

さらに 21 世紀に向けて持続可能性を高めていくためには、環境問題だけでなく、貧困、安全、雇用、人権など様々な問題の解決を図っていく必要がありますが、その中で、事業者は社会の構成員の一員、すなわち企業市民としての立場を自覚し、その社会的責任を果たしていくことが求められています。

企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility：CSR）については、欧米を中心に「環境・社会・経済」の 3 つの分野における取組の成果（トリプルボトムライン：Triple Bottom Line）が重要視されつつあり、企業は環境面だけではなく社会・経済的側面も含めた「持続可能性報告書」を作成・公表する事例が増えつつあります。

### **本検討会の任務**

本検討会では、以上のような国内外の状況を踏まえ、将来的な持続可能性報告書の可能性を視野に入れつつ、環境報告書のより一層の普及及びその信頼性の確保を図るための方策について検討を行いました。

検討に当たっては、まず我が国における環境報告書の現状、地方公共団体及び欧米各国の動向を調査するとともに、第三者レビューの受審事業者、実施者にアンケート調査を行い、その実態と課題を把握しました。そしてこれらの調査結果を踏まえ、環境報告書普及に向けた課題を取りまとめた上で、今後、実施されるべき普及促進施策及び信頼性確保の施策、それらの課題について、検討を行い、提言を取りまとめました。

本検討会の提言が、今後の環境報告書の普及促進及び信頼性確保の一助となることを願っています。